

平成 16 年 6 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社 クレディセゾン  
代 表 者 名 取締役社長 林 野 宏  
( コード番号 8253 東証第 1 部 )  
問 合 せ 先 広報室長 坂 本 歩  
( T E L . 0 3 - 3 9 8 2 - 0 7 0 0 )

## 株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 16 年 6 月 2 日開催の当社取締役会において、当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- |   |  |             |
|---|--|-------------|
| (1) 売 出 株 式 数   | 普通株式   | 7,691,800 株 |
| (2) 売 出 人   | 株式会社みずほ銀行  | 4,478,800 株 |
|   | 株式会社みずほコーポレート銀行  | 2,500,000 株 |
|   | 株式会社三井住友銀行   | 413,000 株   |
|   | 住友生命保険相互会社   | 300,000 株   |
| (3) 売 出 価 格   | 未定（平成 16 年 6 月 15 日（火）から平成 16 年 6 月 18 日（金）までのいずれかの日に決定されます。）  |             |
| (4) 売 出 方 法   | みずほ証券株式会社、野村證券株式会社、新光証券株式会社、大和証券エスエムピーシー株式会社及びマネックス証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とします。 |             |
| (5) 申 込 期 間   | 売出価格決定日の翌営業日から売出価格決定日の 3 営業日後までを予定しています。   |             |
| (6) 受 渡 期 日   | 売出価格決定日の 7 営業日後（売出価格決定日が平成 16 年 6 月 18 日の場合は売出価格決定日の 6 営業日後）を予定しています。  |             |
| (7) 申 込 証 拠 金   | 1 株につき売出価格と同一金額とします。   |             |
| (8) 申 込 株 数 単 位   | 100 株  |             |
| (9) 売 出 価 格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任します。   |  |             |
| (10) 前記各号については、平成 16 年 6 月 2 日に証券取引法による有価証券通知書を提出しています。 |  |             |

ご注意： この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（および訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案したうえで、引受人の買取引受による売出しとは別に、引受人の買取引受による売出しの主幹事であるみずほ証券株式会社が当社株主から1,000,000株を上限として借入れる当社普通株式（以下「借入れ株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限数を示したものであり、需要状況により減少し、または売出しそのものが中止される場合があります。これに関連して、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる売出株式とは別に、1,000,000株を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）を行使期限として、当社株主から付与される予定であります。また、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日からグリーンシュエーションの行使期限までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

- |               |      |              |
|---------------|------|--------------|
| (1) 売 出 株 式 数 | 普通株式 | 上限1,000,000株 |
|---------------|------|--------------|
- なお、株式数は上限を示しており、売出価格決定日に、引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案の上、決定されます。
- |  |   |  |
|--|---|--|
| (2) 売 出 人  | みずほ証券株式会社   |  |
| (3) 売 出 価 格  | 未定（売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とします。）                         |  |
| (4) 売 出 方 法  | 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が当社株主より借入れる当社普通株式を自ら売出すものとします。 |  |
| (5) 申 込 期 間  | 引受人の買取引受による売出しの申込期間と同一とします。                                     |  |
| (6) 受 渡 期 日  | 引受人の買取引受による売出しの受渡期日と同一とします。                                     |  |
| (7) 申 込 証 拠 金                                      | 引受人の買取引受による売出しの申込証拠金と同一とします。                                    |  |
| (8) 申 込 株 数 単 位                                    | 100株  |  |
| (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任します。 |   |  |
| (10) 前記各号については、平成16年6月2日に証券取引法による有価証券通知書を提出しています。  |   |  |

ご注意： この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（および訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

[ ご参考 ]

【売出の目的】

今般、上記株式売出しを実施することといたしました。これは当社株式の流動性の向上及び個人株主数の増加を目的としたものであり、当社が志向する《セゾン》カード会員様と当社株主様の融合に資するものと考えております。

【株主優待制度について】

(1) 対象株主

毎年3月31日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載された1単元(100株)以上保有の株主様で、既に当社発行の《セゾン》カードをお持ちいただいているか、もしくは新規に《セゾン》カードをお申込み頂いた方。

(2) 優待内容

当社独自のカード会員サービス、無期限に貯められ、いつでもお好きなアイテムと交換できる「《セゾン》永久不滅ポイント」を、次の基準により、保有株式数に応じて付与いたします。

所有株式数	贈呈ポイント
100株以上 500株未満	500ポイント
500株以上1,000株未満	1,000ポイント
1,000株以上	1,500ポイント

(3) 贈呈時期

毎年8月

ご注意： この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（および訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。